

社会福祉法人俊仁会 役員及び評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人俊仁会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。なお、報酬は、当法人の役員及び評議員としての職務執行に限られ、当法人の職員として受け取る財産上の利益は含まない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (4) 報酬と費用を併せて報酬等という。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員職務遂行の対価として、別表1に定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 在任期間中、特に顕著な功績のあった役員等に対して、評議員会の議決を経て退任慰労金を支出することができる。

(報酬等の支給基準)

第4条 理事に対しては、その勤務実態、職責等に応じて、別表2に定める報酬を支払うことができる。

- 2 役員が理事会又は評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表3に定める報酬を支払うことができる。
- 3 役員及び評議員が、理事会又は評議員会以外の日に、法人業務を行ったときは、別表4に定める報酬及び費用を支払うことができる。

4 当法人の職員を兼務する理事については、第2項及び第3項の規定は適用しない。

(報酬の支給日)

第5条 理事の月額報酬等は、毎月20日に支払うものとする。

2 役員及び評議員の日額報酬等は、理事会又は評議員会の出席等必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支払い方法)

第6条 報酬等は、その金額を通貨で、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬からその金額を控除した上で支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

[附 則]

本規則は、令和2年5月1日から適用する。

本規則は、令和5年4月1日から改正適用する。

別表1 役員の報酬総額（年額）

理事	13,000,000 円以内
監事	300,000 円以内

別表2 理事の業務報酬基準

理事長の職にある者	経営状況等を勘案して、月額 1,000,000 円の範囲内で 理事会において決定した額
-----------	--

別表3 理事会、評議員会等出席報酬基準

理事会出席報酬	理事	日額 10,000 円
	監事	日額 10,000 円
評議員会出席報酬	評議員	日額 10,000 円
	理事	日額 10,000 円
	監事	日額 10,000 円

※ 日額報酬額は手取り支給額とする。

別表4 役員等業務執行報酬基準

理事	日額 10,000 円
監事	日額 10,000 円
評議員	日額 10,000 円

※ 日額報酬額は手取り支給額とする。